

# 大規模災害時鳥取空港駐機要領

## 1 目的

これは、大規模災害時に鳥取空港における災害対応を各機関が円滑に行うため、航空機の駐機手続き及び給油場所の確保に関わる航空運用調整班及び鳥取空港ビル株式会社空港管理部（以下「空港管理部」という。）の役割について、必要な事項を予め策定するものである。

## 2 災害対応機に対する駐機スポットの優先使用について

災害発生時に必要と認めた場合、鳥取県地域防災計画第7部第5章第3節「ヘリコプターの受援体制」に基づき、鳥取県災害対策本部又は指示を受けた鳥取県消防防災航空センターが空港管理部に、災害対応機に対する駐機スポットの優先使用について速やかに通知する。

## 3 駐機スポットの優先割り当てについて

鳥取空港を主な活動拠点とする各機関の駐機場所及び駐機数については、次のとおり優先的に割り当てることとする。

なお、災害状況や各機関からの要請を踏まえ、空港管理部、航空運用調整班及び各機関が駐機場所等について、必要な調整を行うことができるものとする。

### (1) 消防防災ヘリコプター（緊急消防援助隊、大規模災害時における広域航空消防応援含む）

- ア イーストエプロン：1機
- イ ラージ1スポット：4機程度

### (2) 県警ヘリコプター（広域警察航空隊を含む）

- ア イーストエプロン：1機
- イ 県警航空隊前：3機

### (3) ドクターヘリコプター、その他の災害対応機

- スモールエプロン：5機程度（5.7t未満のみ駐機可能）

## 4 駐機手続きについて

航空運用調整班は、各機関の航空機情報を別紙「災害対応に係るヘリコプター等一覧」に記載し、空港管理部と情報共有する。

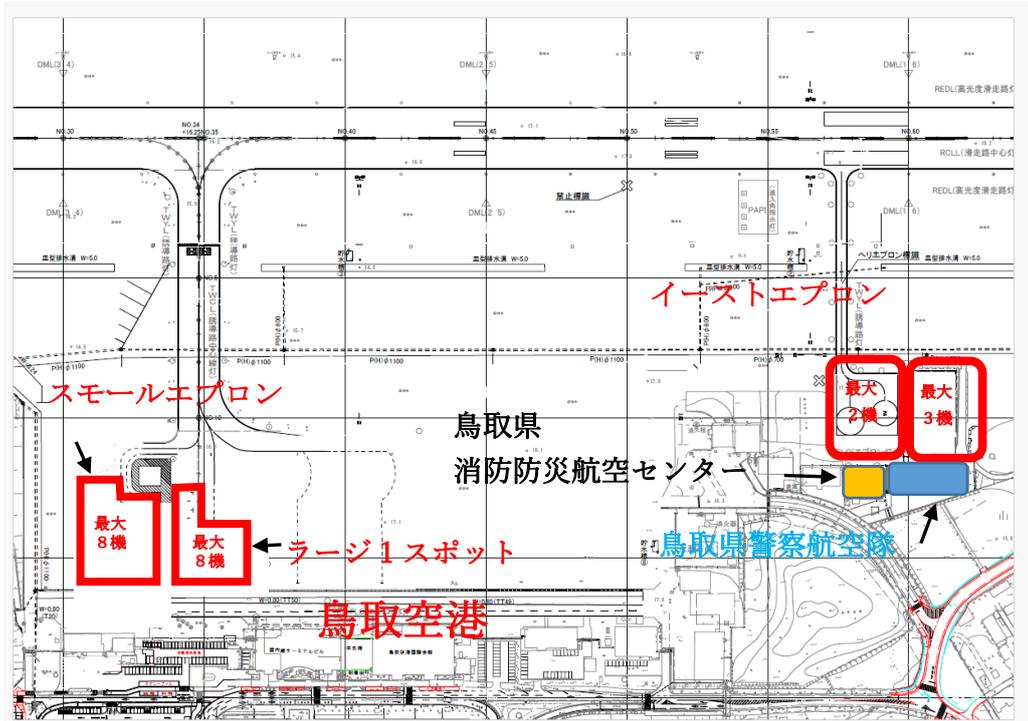
空港管理部は、駐機場所について災害対応に係るヘリコプター等一覧の「駐機位置番号」に記載し、航空運用調整班と情報共有する。

各機関は、飛来時間等が決定した場合には最終調整を空港管理部と行うものとする。

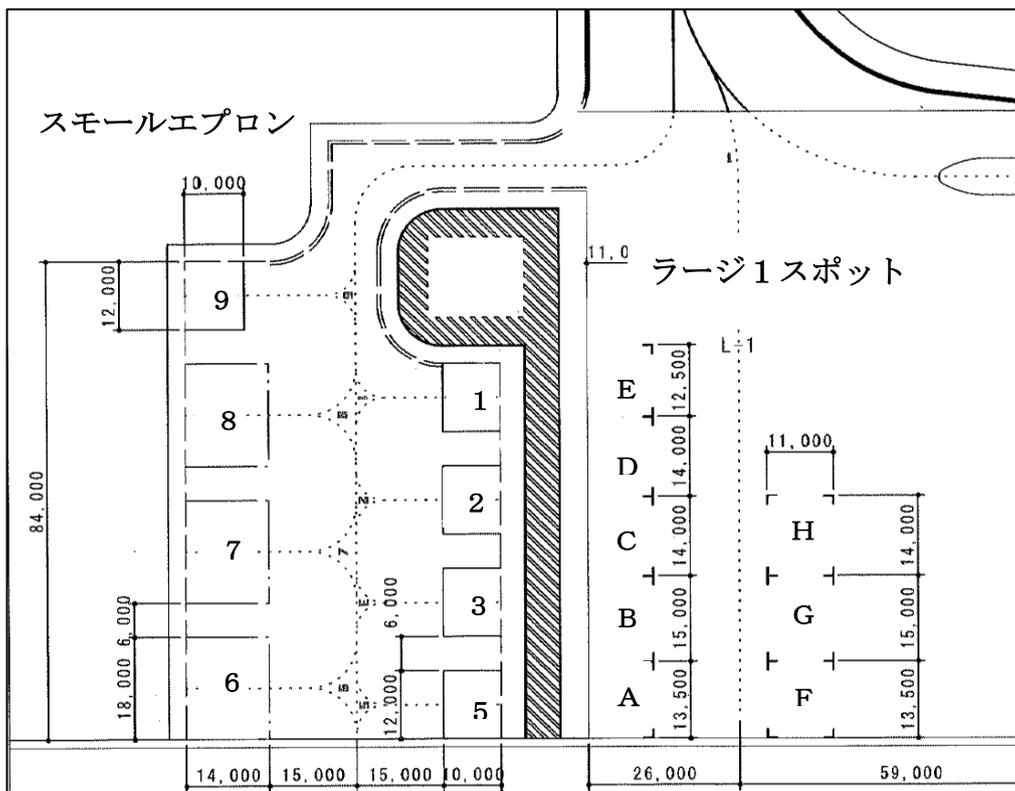
## 5 給油場所について

緊急の給油場所として、スモールエプロンに1箇所確保するものとする。なお、中型機等への給油が必要な場合には、航空運用調整班、空港管理部及び各機関が調整の上、ラージ1スポット又はイーストエプロンを使用できるものとする。

6 鳥取空港エプロン駐機場所



7 スモールエプロン及びラージ1スポット拡大図



8 附則

この要領は、令和6年7月16日から適用する。

災害対応に係るヘリコプター等一覧

鳥取空港ビル株式会社空港管理部 様

航空運用調整班

大規模災害時鳥取空港駐機要領（令和6年7月16日施行）に基づき、次の機体について駐機スポットの調整をお願いします。

要請日時	年 月 日 時 分			
番号	機関名	型式	機体番号	駐機位置番号
1			JA	
2			JA	
3			JA	
4			JA	
5			JA	
6			JA	
7			JA	
8			JA	
9			JA	
10			JA	
11			JA	
12			JA	
13			JA	
14			JA	
15			JA	
16			JA	
17			JA	
18			JA	
19			JA	
20			JA	

※駐機位置番号記載要領

スモールエプロン＝S      ラージ1スポット＝L1

イーストエプロン＝E      県警前＝警

S-1・2などと記載する